

令和 2 年 度

業 務 報 告 書

地方公務員災害補償基金

業 務 報 告 書 目 次

I	地方公務員災害補償基金の概要	1
1	設立年月日	1
2	根拠法	1
3	主務大臣	1
4	業務内容	1
5	組織	1
(1)	事務所の所在地	2
(2)	代表者委員会	2
(3)	運営審議会	3
(4)	役員	3
(5)	職員	3
(6)	認定の仕組み	3
(7)	業務に要する財源	4
6	主な制度等の沿革	5
II	令和2年度の業務の実施状況	10
1	対象団体数及び対象職員数	10
2	補償の状況	11
3	不服申立ての状況	13
4	訴訟の状況	13
5	第三者加害事案	13
6	公務災害防止事業	13
7	補償実施業務の効率化など	14
8	制度等の改正等	15
9	対処すべき課題	17
III	決算の概要	18
1	普通補償経理	18
2	特別補償経理	22

業 務 報 告 書

I 地方公務員災害補償基金の概要

1 設立年月日

昭和42年12月1日

2 根拠法

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

3 主務大臣

総務大臣

4 業務内容

地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）は、全ての地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）の常勤の職員（常勤的非常勤職員を含む。以下同じ。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を行っています。また、併せてこれら災害の被災職員の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な事業を行うことを業務内容としています。

5 組織

基金は、地方公共団体等に代わって統一的な補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公務員災害補償法に基づき設立された、地方公共団体が主体となつて業務運営を行う、いわゆる地方共同法人です。

基金は、主たる事務所である本部を東京都に置いています。また、従たる事務所である支部を都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）ごとに置いており、67支部が置かれています。

基金には、基金の最終的な意思決定機関として地方公共団体の代表者３名で構成される代表者委員会が置かれ、役員として理事長、理事４名、監事１名が置かれています。

また、基金の業務に関する地方公務員災害補償基金定款（以下「定款」という。）の変更等重要事項を審議する機関として運営審議会が置かれています。

さらに、基金が行う補償に関する決定について不服がある者からなされる審査請求を審査・裁決する機関として、本部に審査会が、支部に支部審査会が置かれています。

なお、本部は、補償及び福祉事業の迅速かつ公正な運用を図るための基準の作成及びその実施の確保を図るための業務を行っています。また、支部は、都道府県知事及び指定都市の市長の職にある者をもって充てる支部長を置き、具体的な事案についての公務災害及び通勤災害の認定、補償金額の決定及び支払等の業務を行っています。

(1) 事務所の所在地

① 本部 〒１０２－００９３

東京都千代田区平河町２－１６－１ 平河町森タワー８階

② 支部 別表１「従たる事務所（支部）の所在地」のとおり。

(2) 代表者委員会

基金の最終的な意思決定機関として、代表者委員会があります。

代表者委員会は、次に掲げる事項を議決します。

① 定款の変更

② 地方公務員災害補償基金業務規程（以下「業務規程」という。）の変更

③ 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算

④ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

また、代表者委員会は、総務大臣の認可を受けて理事長及び監事を任命するほか、理事長が理事を任命するに当たっては代表者委員会の同意を得る必要があります。役員の解任に関しても同様の関与が規定されています。

代表者委員会の委員は、別表２のとおり、令和２年度の開催状況は、別表３のとおりです。

(3) 運営審議会

基金の審議機関として、運営審議会があります。

運営審議会は、次に掲げる事項を審議します。

- ① 定款の変更
- ② 業務規程の作成及び変更
- ③ 毎事業年度の事業計画及び予算並びに決算
- ④ 重要な財産の処分及び重大な債務の負担

また、運営審議会は、理事長の諮問に応じて、基金の業務に関する重要事項を調査審議し、又は必要と認める事項につき理事長に建議します。

運営審議会の委員は、別表４のとおり、令和２年度の開催状況は、別表５のとおりです。

(4) 役員

基金の役員数は、６名（常勤３名、非常勤３名）です。

役員の氏名、役職、任期及び経歴は、別表６のとおりです。

(5) 職員

基金の業務に従事している職員数（令和３年３月末日現在）は、次のとおりです。

- ① 本部 ４１名
- ② 支部 １，０９８名（うち基金業務に専ら従事する職員は、９４名）

なお、支部では、法律に基づき、都道府県又は指定都市の職員が支部職員として基金の業務に従事しています。

(6) 認定の仕組み

地方公共団体等の職員が災害を受け、それが公務災害又は通勤災害によるとされる場合には、当該被災職員又はその遺族は、基金に対しその補償を請求することとなります。その主な流れは、次のとおりです。

- ① 被災職員又はその遺族（以下「被災職員等」という。）は、認定請求書、補償請求書及び必要書類を任命権者に提出します。
- ② 任命権者は、当該災害が公務災害又は通勤災害に該当するかどうかの意見を付して、支部長に提出します。
- ③ 支部長は、認定基準に基づき慎重に審査の上、公務上・外又は通勤災害該当・

非該当の認定を行います。

なお、各支部間における認定業務の統一性の確保及び判断困難事案の適正処理の観点から、本部における各種基準の設定及び特定事案についての本部協議が行われています。

また、認定等に不服のある被災職員等は、支部審査会に審査請求を行うことができ、支部審査会の裁決になお不服がある場合には、審査会に対し再審査請求を行うことができます。

なお、平成28年4月1日以降、行政事件訴訟法による処分の取消しの訴えは、支部審査会の裁決に不服がある場合には、審査会の再審査請求を経ることなく、提起することができることになっています。

審査会（本部）の委員は、別表7のとおりです。

(7) 業務に要する財源

基金が行う災害補償等を実施するために必要な費用は、主に地方公共団体等から納付される負担金によって賄われています。

負担金の額は、職務の種類による職員の区分に応じ、その職務の種類ごとの職員の給与総額に、補償に要する費用及び基金の事務に要する費用等を考慮して定める割合（負担金率）を乗じて得た額の合計額とされています。

また、基金の経理は、普通補償経理と特別補償経理に分けられています。このうち普通補償経理は、全ての地方公共団体等を対象とするもので、特別補償経理で賄うべきもの以外の補償及び福祉事業の実施に要する費用等を経理しています。一方、特別補償経理は、基金制度創設前から公務災害による療養に対し給与支給に替えて休業補償を行っていた団体等を対象としており、具体的には、業務規程別表第二に定める団体の職員に対して行う休業補償及び休業援護金に要する費用を経理しています。

負担金率も経理ごとに決められており、普通補償経理については定款で、特別補償経理については業務規程で規定されています。令和2年度の負担金に適用される職員の区分及び負担金率は、別表8のとおりです。

普通補償経理に係る負担金率の算定方法については、平成25年2月12日の財政委員会答申において、平成26年度以降の新規裁定年金分について充足賦課方式を採用することを主な内容とする見直しを行い、おおむね3年ごとに

負担金率の改定を行うこと及び地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、負担金率の大幅な上昇を避けるため、その引上げを複数回に分けるなど、段階的かつ緩やかなものとなるよう支払備金の特例的な取崩しを行うこととされています。

これを踏まえ、令和２年度から適用する普通補償経理に係る負担金率の改定は、以下３点の基本方針に基づき実施しました。

- ① 充足賦課方式への円滑な移行を実現するため、平成２６年度から３年ごとに３段階で実施することとされている負担金率改定の第３段階の改定を行うこと。
- ② 平成２９年度から令和元年度の第２段階における基金の収支状況等を踏まえた負担金率の改定を行うこと。
- ③ 負担金率の大幅な上昇を避けるため、その引上げ幅は段階的かつ緩やかなものとする。

また、平成２２年度から、普通補償経理において任命権者の公務災害防止のための取組を促すことにより公務災害の減少を図り、併せて負担の公平を図る目的で、地方公共団体ごとの各職種別の負担金に占める給付費の割合に応じて、負担率を引き上げる又は引き下げることにするメリット制を導入しているところです。

6 主な制度等の沿革

基金は、設立と同時に主たる事務所である本部を東京都に置き、また、従たる事務所である支部を都道府県及び指定都市ごとに置き、当初５２支部が置かれました。

その後、沖縄の日本への復帰に伴い、昭和４７年５月１５日に沖縄県支部が増設されました。また、新たに札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市及び熊本市が指定都市として指定されたことに伴い、支部が増設され、令和２年度末現在で、６７支部が置かれています。

基金設立以降の主な制度等の沿革は、次のとおりです。

(1) 補償の拡充

地方公務員災害補償法制定以来、国家公務員災害補償法及び労働者災害補償

保険法に基づく災害補償制度等との均衡を図るとともに、社会環境の変化に伴う公務災害の多様化等に対処した制度の創設に加え、被災職員及び遺族に対する補償内容の改善・充実に努めています。

補償の種類は、地方公務員災害補償制度の発足時においては7種類でしたが、現在では、①療養補償、②休業補償、③傷病補償年金、④障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）、⑤介護補償、⑥遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金）、⑦葬祭補償、⑧障害補償年金差額一時金、⑨障害補償年金前払一時金、⑩遺族補償年金前払一時金並びに船員のみに適用される⑪予後補償及び⑫行方不明補償の12種類となっています。

(2) 特殊公務災害補償制度の創設

地方公務員のうち警察職員、消防職員等の特殊公務に従事する職員は、その任務遂行に当たって、その生命及び身体に高度の危険が予測される状況にあってもその職務を遂行しなければなりません。こうしたことから、このような状況下において公務上の災害を受けた場合に公務災害補償上特別の措置を講ずる特殊公務災害補償制度が、昭和47年に創設されました。

(3) 通勤災害補償制度の創設

通勤途上の災害については、制度発足当初は、通勤が任命権者の支配が及ぶ等の状況にあると認められる場合を除き、災害補償の対象にされていませんでしたが、昭和48年12月1日からは、通勤災害についても災害補償の対象に加えられました。

(4) 福祉事業（旧福祉施設）の拡充

旧福祉施設は、使用者としての法的義務として行われる補償によっては充足しきれない領域の付加的給付として発足しました。基金設立当初は、外科後処置に関する施設、休養又は療養に関する施設、リハビリテーションに関する施設、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給に関する施設並びに休業援護金及び奨学援護金の支給の7種類でしたが、その後、社会経済情勢等の変化等に即応して物的給付や金銭給付の充実が図られました。平成7年8月1日からは、その実施内容を理解しやすくするため等の理由により、名称が「福祉施設」から「福祉事業」に改められました。

現在の福祉事業は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、アフターケア、

休業援護金、在宅介護を行う介護人の派遣、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金及び長期家族介護者援護金の18事業となっています。

(5) 公務災害防止事業の創設

平成7年の地方公務員災害補償法の改正により、基金の業務として、公務災害防止事業が創設されました。これには、公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助、公務上の災害を防止する対策の調査研究並びに公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する3つの事業があります。

(6) 不服申立制度の改正

基金の支部長が行う補償の決定に不服がある場合には、審査請求と再審査請求の二段階の不服申立制度が設けられています。

平成8年には、審理の迅速処理を図るとともに不服申立制度の趣旨をいかすため、地方公務員災害補償法の一部改正により、次の改正が行われました。

- ① 審査請求後3か月を経過しても支部審査会による決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができるものとする。
- ② 不服申立て中の処分の取消しの訴えは、原則として、再審査請求後3か月を経過しても審査会による裁決がないときに限り提起することができるものとする。
- ③ 審査会の委員を1人増員するとともに、二合議体（委員6人）の二部制とすること。

平成26年には、行政不服審査法について、関係法制度の整備・拡充を踏まえ、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われ、平成26年6月13日に全部改正された行政不服審査法（以下「改正行審法」という。）が公布されました。併せて、地方公務員災害補償法の一部が改正され、基金の不服申立制度については、審査請求及び再審査請求の二段階制が維持されるとともに、再審査請求については訴訟との選択制に移行するなどの改正が行われました。なお、改正行審法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する規定は、平成28年4月1日に施行されました。

(7) 基金の地方共同法人化

平成13年12月19日に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、基金は地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人（いわゆる「地方共同法人」）にすることとされました。

これを受け、基金について地方公共団体が主体となって業務運営を行うために必要な措置を講ずることを内容とする地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成14年法律第135号）が公布され、平成15年10月から施行されました。

こうして、地方共同法人となった基金には、地方公共団体の代表者からなる代表者委員会が設置され、これが基金の意思を決定することとなり、この代表者委員会が理事長及び監事を任命することとなりました。また、事業計画、予算及び決算に関する総務大臣の承認が廃止されるとともに、従来政令で定められていた地方公共団体の負担金率が定款で定められることとなりました。

この法改正に併せて、地方公務員災害補償法施行令（以下「施行令」という。）、地方公務員災害補償法施行規則（以下「施行規則」という。）、定款及び業務規程についても、地方公共団体が主体となって業務運営を行うとする法改正の趣旨に沿った改正が行われました。

(8) 地方独立行政法人職員の地方公務員災害補償法の適用

平成15年には、各地方公共団体の自主的な判断に基づき、試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業の経営等の業務について、地方公共団体とは別の法人格を有する団体を設立し、自律的かつ弾力的な業務運営を行うことにより、業務の効率性やサービス水準の向上を図ることを目的として、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）が制定されました。

これに伴い、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第119号）が制定され、地方公務員災害補償法について改正が行われ、地方独立行政法人法に基づき設立される特定地方独立行政法人及び一般地方独立行政法人の役職員についても、地方公務員災害補償法の適用対象とすることとされました。

この法改正に併せて、施行令、施行規則、定款及び業務規程についても、所要の規定の整備が行われました。

(9) 情報公開及び個人情報保護

基金は、平成15年10月1日から、地方共同法人化に伴い、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用対象から外れることとなりました。

しかし、基金の公的性格に鑑み、引き続き、国、独立行政法人等の公的機関における情報公開と同様に対応することとし、地方公務員災害補償基金の保有する情報の公開に関する規程等を定め、情報の公開を行っています。

また、平成17年4月1日からは、個人情報の保護に関する法律が全面施行されました。これに伴い、基金は、同法の定める個人情報取扱事業者として、地方公務員災害補償基金の保有する個人情報の保護に関する規程等を定め、同法に基づく適正な対応を行っています。

なお、不開示決定等に対する不服の申立てについては、地方公務員災害補償基金情報公開・個人情報保護審査会（委員は、別表9を参照）を設置し、適切に対応しています。

(10) 通勤範囲の改定

平成18年4月1日からは、地方公務員災害補償法の一部改正により、①複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動及び②単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動を新たに通勤災害補償制度の対象とすることとされました。

また、平成29年1月1日からは、施行規則の一部改正により、孫、祖父母及び兄弟姉妹の介護について、同居していなくとも日常生活上必要な行為とされたため、その後の合理的な経路への復帰後の移動についても新たに通勤災害補償制度の対象とすることとなりました。

Ⅱ 令和２年度の業務の実施状況

1 対象団体数及び対象職員数

(1) 対象団体数

全ての団体を対象とした普通補償経理の令和３年３月３１日現在の対象団体数は、都道府県４７団体、市及び特別区８１５団体、町村９２６団体、一部事務組合等１，３１９団体、地方独立行政法人１４９団体の合計３，２５６団体となっています。

また、特別補償経理の対象団体数は、都道府県２団体、市及び特別区３０団体、町村１団体、一部事務組合７団体、地方独立行政法人１１団体の計５１団体となっています。

(2) 対象職員数

① 普通補償経理

令和元年度確定負担金の算定基礎となった対象職員数は、都道府県１，４５６千人、市及び特別区１，１６３千人、町村１５０千人、一部事務組合等１９７千人の合計２，９６６千人となっています。

また、これを職員の区分ごとにみますと、義務教育学校職員７２８千人、義務教育学校職員以外の教育職員４１０千人、警察職員２８４千人、消防職員１６４千人、電気・ガス・水道事業職員７５千人、運輸事業職員２０千人、清掃事業職員４５千人、船員２千人、その他の職員１，２３８千人となっています。

② 特別補償経理

令和元年度確定負担金の算定基礎となった対象職員数は、都道府県１７０千人、市及び特別区２３１千人、町村０．３千人（２５４人）、一部事務組合等１６千人の合計４１７千人となっています。

また、これを職員の区分ごとにみますと、義務教育学校職員１０６千人、義務教育学校職員以外の教育職員３７千人、警察職員４５千人、消防職員３３千人、電気・ガス・水道事業職員１６千人、運輸事業職員１６千人、清掃事業職員１３千人、船員０．０５千人（５３人）、その他の職員１５１千人となっています。

2 補償の状況

令和2年度における認定件数並びに補償及び福祉事業の給付の状況は以下のとおりです。

(1) 認定件数

令和2年度における公務災害及び通勤災害の認定請求の受理件数は、28,559件（公務災害25,023件、通勤災害3,536件）で、前年度に比べ、1,378件（4.6%）減少しています（公務災害1,838件（6.8%）の減、通勤災害460件（15.0%）の増）。

このうち、公務上の災害又は通勤災害該当の災害と認定した件数は、27,838件（公務災害24,440件、通勤災害3,398件）で、前年度に比べ、1,522件（5.2%）減少しています（公務災害1,950件（7.4%）の減、通勤災害428件（14.4%）の増）。

なお、職種ごとの認定件数は、次のとおりです。

職種別認定件数（令和2年度）

（単位：件）

区 分	公務災害	通勤災害	計
義 務 教 育 学 校 職 員	5, 1 8 9	4 4 2	5, 6 3 1
義務教育学校職員以外の教育職員	2, 9 6 1	3 7 1	3, 3 3 2
警 察 職 員	3, 4 9 1	2 5 0	3, 7 4 1
消 防 職 員	1, 1 9 7	1 1 6	1, 3 1 3
電気・ガス・水道事業職員	3 0 6	9 5	4 0 1
運 輸 事 業 職 員	1 5 7	4 5	2 0 2
清 掃 事 業 職 員	9 8 2	1 1 2	1, 0 9 4
船 員	1 9	0	1 9
そ の 他 の 職 員	1 0, 1 3 8	1, 9 6 7	1 2, 1 0 5
合 計	2 4, 4 4 0	3, 3 9 8	2 7, 8 3 8

(2) 給付の状況

① 給付件数

令和２年度の普通補償経理に係る補償及び福祉事業の総給付件数は、４４，８４８件で、このうち補償の給付件数は、３８，５４８件（前年度に比べ、５４６件（１．４％）の増）で、公務災害が３３，９２８件、通勤災害が４，６２０件となっています。また、福祉事業の給付件数は６，３００件（前年度に比べ、３３件（０．５％）の増）で、公務災害に係るものが４，９８９件、通勤災害に係るものが１，３１１件となっています。

次に、特別補償経理に係る補償及び福祉事業の総給付件数は、２，０６１件で、このうち補償の給付件数は、１，０１７件（前年度に比べ、８件（０．８％）の増）で、公務災害が８５０件、通勤災害が１６７件となっています。また、福祉事業の給付件数は、１，０４４件（前年度に比べ、１２件（１．１％）の減）で、公務災害が８６８件、通勤災害が１７６件となっています。

② 給付額

令和２年度の普通補償経理に係る補償及び福祉事業の給付総額は、２４，４７６百万円で、このうち補償費が１９，９１０百万円（前年度に比べ、２９３百万円（１．５％）の増）で、公務災害に係るものが１６，１７６百万円、通勤災害に係るものが３，７３４百万円となっています。また、福祉事業給付費は、４，５６６百万円（前年度に比べ、２１０百万円（４．８％）の増）で、公務災害に係るものが３，７３１百万円、通勤災害に係るものが８３５百万円となっています。

次に、特別補償経理に係る補償及び福祉事業の給付総額は、５２１百万円で、このうち補償費は、３８７百万円（前年度に比べ、５６百万円（１６．９％）の増）で、公務災害に係るものが３２０百万円、通勤災害に係るものが６６百万円となっており、また、福祉事業費は、１３４百万円（前年度に比べ、１６百万円（１３．６％）の増）で、公務災害に係るものが１０９百万円、通勤災害に係るものが２５百万円となっています。

なお、普通補償経理の補償の種類ごとの件数及び給付額は別表１０「普通補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳」、特別補償経理の補償の種類ごとの件数及び給付額は別表１１「特別補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳」のとおりです。

3 不服申立ての状況

令和2年度において、支部審査会に対してなされた審査請求件数は144件、処理された事案は116件で、内訳は裁決108件（却下3件、棄却94件、取消し9件、一部取消し2件）、取下げ8件です。また、審査会に対してなされた再審査請求件数は41件、処理された事案は27件で、内訳は裁決27件（却下6件、棄却21件）です。

令和2年度末における審理中件数は、支部審査会163件、審査会40件となっています。

4 訴訟の状況

地方公務員災害補償法によって行う補償に関する決定は、行政事件訴訟法による訴訟の対象とされ、補償の決定に不服がある者は、原則として、審査請求に対する支部審査会の裁決又は再審査請求に対する審査会の裁決を経て、訴訟を提起できることとされています。

令和2年度において新たに提起された訴訟は19件、判決が言い渡された事件が23件となっています。また、年度内に終結した事件は11件で、令和2年度末における訴訟係属件数は45件となっています。

5 第三者加害事案

令和2年度に第三者加害事案（公務災害又は通勤災害として認定された事案のうち、その災害が第三者の行為によって生じたもの）として認定した件数は、2,528件で、前年度に比べ93件（3.8%）増加しています。

6 公務災害防止事業

令和2年度に実施した公務上の災害を防止する事業の実施状況は、次のとおりです。

(1) 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会が行う「学校給食事業安全衛生管理セミナー」、「清掃事業安全衛生管理セミナー」、「安全管理研修会」、「消防職員安全衛生管理研修会」、「病院等における災害防止対策研修会」、「警察

職員安全衛生管理セミナー」、「新任安全衛生担当者基本研修会」、「学校における安全衛生管理者研修会」、「メンタルヘルスマネジメント実践研修会」、「職場環境改善アドバイザー派遣事業」、「重大公務災害防止対策セミナー」、「職場巡視・安全衛生点検セミナー」、「職場の衛生管理研修会」、「メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業」及び「感染症対策ポスターの作成」への援助を実施しました。

(2) 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業

「公務災害の発生状況等の調査に関する報告書作成事業」を一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会に委託し、「公務災害防止対策事業」を本部で実施しました。

(3) 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

「メンタルヘルス対策サポート推進事業」及び「パワーハラスメントによる公務災害防止啓発映像教材制作事業」を、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会に委託し実施しました。

7 補償実施業務の効率化など

基金では、本部・支部間における情報共有・連絡を図ることを目的として、「基金情報処理ネットワークシステム」（基金LAN）を平成9年度から、被災職員の公務・通勤災害認定等情報を情報システムにより処理することによる補償実施業務の効率化を目的として、「基金業務総合処理システム」を平成13年度から、それぞれ運用しています。

これらのシステムについては、その後平成21年1月に策定した「基金災害補償業務及び情報ネットワークに係る業務・システム最適化計画」に基づき、情報セキュリティ対策及び障害・災害対策の実施により業務遂行上のリスクの軽減に努めるとともに、業務システムの機能を拡充すること等により業務の効率化を図ってきたところです。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、平成29年7月から基金情報連携システムを介して外部の行政機関と受給権者の年金情報等の照会・提供を実施しています。

令和2年度においては、業務のデジタル化に取り組むため、企画課内にデジタル

化推進室を設置しました。また、働き方改革の推進、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、本部においてテレワーク環境の整備を行いました。

8 制度等の改正等

令和2年度における制度等の改正は、次のとおりです。

(1) 民法の改正に伴う所要の改正〔施行規則及び企画課長通知の一部改正〕

＜令和2年4月1日から施行＞

民法の改正に伴い、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金が支給された場合の障害補償年金又は遺族補償年金の支給停止に係る額の算定に用いる利率について、所要の改正を行いました。

(2) スライド率等の改正〔総務省告示の一部改正〕

＜令和2年4月1日から施行＞

年金たる補償に係る平均給与額の改定のためのスライド率等を定める総務省告示の改正が行われました。

(3) 新型コロナウイルス感染症の公務災害認定における取扱いについて

〔補償課長通知の発出〕

＜令和2年5月1日発出＞

新型コロナウイルス感染症の公務災害認定において、同感染症の特性等に鑑み、調査により感染経路が特定されなくとも、公務により感染した蓋然性が高く、公務に起因したと認められる場合には、公務上の災害として取り扱う旨、補償課長通知を発出しました。

(4) 「「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」の一部改正について〔補償課長通知の一部改正〕

＜令和2年6月1日から施行＞

パワーハラスメント対策の法制化を受け、医学専門家の知見等を踏まえ、精神疾患事案に係る業務負荷の分析表に新たにパワーハラスメントに関する項目を

追加し、併せて、セクシュアルハラスメントに関する項目の整理も行いました。

- (5) 審査請求・再審査請求書における押印の廃止について〔行政不服審査法施行令の一部改正〕

＜令和３年２月１５日から施行＞

国における押印を求める手続きの見直し等の一環として、行政不服審査法施行令が一部改正され、審査請求書や再審査請求書等への押印が不要となりました。

- (6) 補償や福祉事業の申請等に係る改正〔業務規程の一部改正〕

＜令和３年３月２４日から施行＞

補償を受けようとする者等が行う補償や福祉事業の申請等について、電子メール等を活用する方法によっても行うことができる旨の規定を追加する改正を行いました。

- (7) 特別補償経理団体の追加〔業務規程の一部改正〕

＜令和３年４月１日から施行＞

令和３年４月１日に大阪市が運営している天王寺動物園（市直営）が、地方独立行政法人の形態に移行したことに伴う所要の改正を行いました。

- (8) 「精神疾患の公務災害の認定について」及び「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」の一部改正について〔理事長通知及び補償課長通知の一部改正〕

＜令和３年４月１日から施行＞

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和元年１２月４日に成立し、公立学校の教育職員について、一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにすること等が定められたことに伴い、精神疾患認定基準において、週４０時間を超える勤務を時間外勤務として評価することを明確化するため、所要の改正を行いました。

- (9) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による所要の改正〔地方公務員災害補償法の一部改正〕

＜令和4年4月1日から施行＞

年金制度改正法において労災年金担保貸付事業の廃止のために所要の措置が講じられることに伴い、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫等」という。）が行う恩給担保貸付事業のうち、年金たる補償を受ける権利を公庫等に担保に供するものが廃止されることを受け、所要の改正が行われました。

- (10) 常勤の地方公務員の公務災害補償手続・事務の電子化マニュアルの策定
〔理事長通知及び補償課長・デジタル化推進室長通知の発出〕

常勤の地方公務員の公務災害補償に係る手続及び事務処理について電子化を進めていくに当たり、標準的な手続及び事務処理の進め方を示すマニュアルを策定しました。

9 対処すべき課題

基金としては、今後とも次のような課題に対処しつつ、環境の変化や社会経済情勢の変化に対応し、更に迅速かつ公正な補償の実施の確保に努めていくことが必要であると考えています。

- (1) 認定事務の迅速かつ公正な実施

公務災害の認定については、認定基準に則して迅速かつ公正な認定に努めます。特に心・血管疾患、脳血管疾患、精神疾患及び精神疾患に起因する自殺、石綿による疾病等に係る公務災害認定請求の判断困難事案については、医学専門家による最新の医学的知見を徴しながら、過重な業務による強度の精神的・肉体的負担と疾病の発症機序等を踏まえた迅速かつ公正な認定に努めます。

- (2) 公務災害防止事業の推進

公務災害の発生を未然に防止することが極めて肝要であることから、災害発生率の高い職種及び地域の要因分析並びに災害防止対策の調査研究を進め、引き続き公務災害防止事業の推進に努めます。

Ⅲ 決算の概要

1 普通補償経理

令和2年度の収入は、負担金281億6,309万2,212円、一部負担金2万4,600円、利息及び配当金2億7,164万1,237円、賠償金5億8,504万8,290円、有価証券益177万円、雑収入1億9,044万6,519円、支払備金経常戻入37億693万1,765円の合計329億1,895万4,623円です。

これに対し、支出は、補償費199億991万4,357円、福祉事業費46億9,576万5,315円、その他72億5,766万5,119円の合計318億6,334万4,791円であり、収入と支出の差額として、10億5,560万9,832円の剰余金が生じます。なお、これにより当期末における不足金補てん積立金は、令和2年度当初の不足金補てん積立金29億2,969万6,107円と合わせて、39億8,530万5,939円となります。

(1) 損益、資産及び負債・資本の状況

損益、資産及び負債・資本の状況は、別表12「普通補償経理の財務諸表」のとおりです。

(2) 各勘定科目の概要

① 損益計算書の勘定科目

<損失>

・補 償 費

療養補償費、休業補償費、傷病補償年金費、障害補償費、介護補償費、遺族補償費、葬祭補償費の合計額です。

・福 祉 事 業 費

福祉事業給付費と公務災害防止事業費の合計額です。

・役 員 給 与

役員の報酬及び諸手当です。

・委員給与等

審査会委員等の報酬、諸手当及び委員手当です。

・職員給与

本部職員の人件費です。

・事業運営費

本部及び支部における事務費です。

・減価償却費

固定資産の当年度分減価償却費です。

・開発費償却

開発費の当年度償却分です。

・支払備金繰入

令和２年度に新たに裁定された年金受給権者に対する将来年金分の繰入れです。

・剰余金

令和２年度中における収益（収入）の総額から損失（支出）総額を差し引いた剰余金です。

<利益>

・負担金

補償費等の費用の財源として、地方公共団体等から納付された負担金です。

・一部負担金

当年度の通勤災害の一部負担金です。

・利息及び配当金

預貯金利息と資金の運用により取得した有価証券の利息の合計額です。

- ・賠償金

当年度に徴収した第三者加害事案に係る損害賠償金です。

- ・有価証券益

資金の運用により取得した有価証券の償還益です。

- ・雑収入

特別補償経理からの管理費分担金と過年度給付費の戻入等の雑入の合計額です。

- ・支払備金経常戻入

平成25年度以前の裁定年金分と平成26年度以降の裁定年金分の戻入れです。

② 貸借対照表の勘定科目

<資産>

- ・銀行預金

全て普通預金です。

- ・仮払金

雇用保険料の職員負担分を立て替えたものです。

- ・有価証券

保有する有価証券のうち、1年以内に満期が到来するもので、地方債とその他の有価証券の合計額です。

- ・投資有価証券

保有する有価証券のうち、満期までの期間が1年を超えるもので、地方債とその他の有価証券の合計額です。

- ・有形固定資産

器具及び備品と一括償却資産の合計額です。

- ・無形固定資産

電話加入権と保証金の合計額です。

- ・（繰延勘定）開発費

基金業務総合処理システム及びLANシステムの開発分です。

<負債及び資本>

- ・仮受金

役職員給与等から源泉徴収した所得税や社会保険料等の個人負担分等です。

- ・引当金

職員等の退職手当の引当金です。

- ・支払備金

令和2年度末における支払備金の総額です。

- ・剰余金

令和2年度末において、「不足金補てん積立金」として積み立てているものです。

2 特別補償経理

令和2年度の収入は、負担金5億5,099万8,136円、利息及び配当金4,810万7,506円、賠償金2,636万7,836円、有価証券益92万円、雑収入361万2,536円の合計6億3,000万6,014円です。

これに対し、支出は、補償費3億8,670万346円、福祉事業費1億3,394万1,330円、その他1億7,972万3,820円の合計7億36万5,496円です。収入と支出の差額として、当期の未処理不足金額は7,035万9,482円となり、不足金補てん積立金から補てんしています。

(1) 損益、資産及び負債・資本の状況

損益、資産及び負債・資本の状況は、別表13「特別補償経理の財務諸表」のとおりです。

(2) 各勘定科目の概要

① 損益計算書の勘定科目

<損失>

・補 償 費

休業補償費として支払ったものです。

・福 祉 事 業 費

福祉事業給付費（休業援護金）として支払ったものです。

・管 理 費 分 担 金

普通補償経理に対する管理費分担金として支払ったものです。

<利益>

・負 担 金

補償費等の費用の財源として、地方公共団体等から納付された負担金です。

・利息及び配当金

預貯金利息と資金の運用により取得した有価証券の利息の合計額です。

- ・賠償金

当年度に徴収した第三者加害事案に係る損害賠償金です。

- ・有価証券益

資金の運用により取得した有価証券の償還益です。

- ・雑収入

過年度給付費の戻入等です。

- ・不足金補てん積立金戻入

収入と支出の差額として未処理不足金が生じたため、不足金補てん積立金を取り崩したものです。

② 貸借対照表の勘定科目

<資産>

- ・銀行預金

全て普通預金です。

- ・有価証券

保有する有価証券のうち、1年以内に満期が到来するもので、全て地方債です。

- ・投資有価証券

保有する有価証券のうち、満期までの期間が1年を超えるもので、地方債とその他の有価証券の合計額です。

<負債及び資本>

- ・災害等補償準備金

令和2年度末における災害等補償準備金の総額です。

- ・剰余金

令和2年度末において、「不足金補てん積立金」として積み立てているものです。

別表1 従たる事務所（支部）の所在地

(令和3年3月31日現在)

支 部 名	所 在 地
北海道支部	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6
青森県支部	〒030-8570 青森市長島1-1-1
岩手県支部	〒020-0023 盛岡市内丸11-1盛岡地区合同庁舎
宮城県支部	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
秋田県支部	〒010-8570 秋田市山王4-1-1
山形県支部	〒990-8570 山形市松波2-8-1
福島県支部	〒960-8670 福島市杉妻町2-16
茨城県支部	〒310-0852 水戸市笠原町978-25
栃木県支部	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
群馬県支部	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
埼玉県支部	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
千葉県支部	〒261-7133 千葉市美浜区中瀬2-6-1WBGマリブ [®] ウエスト 33階（補償・経理班）
東京都支部	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（審査班）
	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁 第一本庁舎北塔35階
神奈川県支部	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
新潟県支部	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1
富山県支部	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
石川県支部	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
福井県支部	〒910-8580 福井市大手3-17-1
山梨県支部	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
長野県支部	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県支部	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
静岡県支部	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
愛知県支部	〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1
三重県支部	〒514-8570 津市広明町13
滋賀県支部	〒520-8577 大津市京町4-1-1
京都府支部	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府支部	〒540-8570 大阪市中央区大手前2-1-22
兵庫県支部	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
奈良県支部	〒630-8501 奈良市登大路町30
和歌山県支部	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
鳥取県支部	〒680-8570 鳥取市東町1-220
島根県支部	〒690-8501 松江市殿町1
岡山県支部	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

支 部 名	所 在 地
広島県支部	〒730-8511 広島市中区基町10-52
山口県支部	〒753-8501 山口市滝町1-1
徳島県支部	〒770-8570 徳島市万代町1-1
香川県支部	〒760-8570 高松市番町4-1-10
愛媛県支部	〒790-8570 松山市一番町4-4-2
高知県支部	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
福岡県支部	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
佐賀県支部	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
長崎県支部	〒850-8570 長崎市尾上町3-1
熊本県支部	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
大分県支部	〒870-8501 大分市大手町3-1-1
宮崎県支部	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
鹿児島県支部	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
沖縄県支部	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
横浜市支部	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
名古屋市支部	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1
京都市支部	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
大阪市支部	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
神戸市支部	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
北九州市支部	〒803-8501 北九州市小倉北区域内1-1
札幌市支部	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2
川崎市支部	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
福岡市支部	〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
広島市支部	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34
仙台市支部	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1
千葉市支部	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
さいたま市支部	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
静岡市支部	〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
堺市支部	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1
新潟市支部	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1
浜松市支部	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
岡山市支部	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1
相模原市支部	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
熊本市支部	〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

別表2 代表者委員会委員

(令和3年3月31日現在)

氏 名	構 成	任 期
谷 本 正 憲	都道府県知事を代表	平成30年10月 1日～令和3年9月30日
辻 宏 康	市 長 を 代 表	令和 元年 6月12日～令和3年9月30日
荒 木 泰 臣	町 村 長 を 代 表	平成30年10月 1日～令和3年9月30日

別表3 令和2年度代表者委員会の開催状況

開 催 年 月 日	審 議 事 項
令和2年 6月26日	・ 令和元年度普通補償経理決算 ・ 令和元年度特別補償経理決算
令和2年 7月10日	・ 理事長の任命 ・ 理事の選任同意
令和2年 8月31日	・ 理事の選任同意
令和2年11月11日	・ 理事の選任同意
令和3年 3月24日	・ 令和3年度普通補償経理事業計画及び予算 ・ 令和3年度特別補償経理事業計画及び予算 ・ 業務規程の一部を改正する規程 ・ 理事の選任同意

別表4 運営審議会委員

(令和3年3月31日現在)

氏 名	構 成	任 期
杉 本 達 治	都 道 府 県 知 事	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
大 橋 良 一	市 長	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
浜 谷 豊 美	町 村 長	令和 2年12月 2日～令和 3年11月30日
藤 田 裕 司	都道府県教育委員会の教育長	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
北 井 久美子	都道府県公安委員会の委員	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
木 下 淳 嗣	地方公営企業の管理者	令和 2年 6月 5日～令和 3年11月30日
鬼 木 誠	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
瀧 本 司	学 識 経 験 者	令和 2年 6月 5日～令和 3年11月30日
村 上 彰 一	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
大 江 秀 敏	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
井 上 繁 規	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日
平 谷 英 明	学 識 経 験 者	令和 元年12月 1日～令和 3年11月30日

別表5 令和2年度運営審議会の開催状況

開 催 年 月 日	審 議 事 項
令和2年 6月17日	・ 令和元年度普通補償経理決算 ・ 令和元年度特別補償経理決算
令和3年 3月 2日	・ 令和3年度普通補償経理事業計画及び予算 ・ 令和3年度特別補償経理事業計画及び予算 ・ 業務規程の一部を改正する規程

別表6 役員の氏名、役職、任期及び経歴

(令和3年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	主 要 経 歴 等
理事長	境 勉	令和 2年 7月20日 ～ 令和 3年11月30日	令和 2年 7月就任 前職：総務省大臣官房 地域力創造審議官
理 事	中 平 真	令和 2年 7月31日 ～ 令和 4年 4月15日	令和 2年 7月就任 前職：本州四国連絡高速 道路株式会社 常務執行役員
理 事 (非常勤)	山 手 斉	令和 2年10月 2日 ～ 令和 3年12月 1日	令和 2年10月就任 現職：東京都総務局長
理 事 (非常勤)	長谷川 伸 二	令和 元年12月 2日 ～ 令和 3年12月 1日	令和 元年12月就任 現職：愛知県一宮市 総務部長
理 事 (非常勤)	沼 沢 範 雄	令和 2年12月 2日 ～ 令和 4年 7月19日	令和 2年12月就任 現職：青森県階上町副町長
監 事	山 際 宏 治	令和 2年 2月 1日 ～ 令和 4年 1月31日	令和 2年 2月就任 主要経歴：人事院 関東事務局長

別表7 審査会委員

(令和3年3月31日現在)

氏 名	任 期
井 口 傑	平成31年2月10日～令和 4年2月9日
寺 本 明	平成31年2月10日～令和 4年2月9日
上 田 紘 士	平成31年2月10日～令和 4年2月9日
内 野 淳 子	平成31年2月10日～令和 4年2月9日
石 川 良 二	平成31年2月10日～令和 4年2月9日
熊埜御堂 武 敬	令和 元年11月5日～令和 4年2月9日

別表8 職員の区分及び負担金率（令和2年度適用分）

職員の区分	負 担 金 率	
	普通補償経理	特別補償経理
義務教育学校職員	1. 00 / 1,000	0. 05 / 1,000
義務教育学校職員 以外の教育職員	1. 07 / 1,000	0. 10 / 1,000
警 察 職 員	3. 39 / 1,000	0. 56 / 1,000
消 防 職 員	2. 45 / 1,000	0. 14 / 1,000
電気・ガス・水道 事業職員	1. 65 / 1,000	0. 09 / 1,000
運 輸 事 業 職 員	1. 95 / 1,000	0. 41 / 1,000
清 掃 事 業 職 員	4. 18 / 1,000	0. 96 / 1,000
船 員	4. 12 / 1,000	1. 05 / 1,000
そ の 他 の 職 員	1. 08 / 1,000	0. 09 / 1,000

別表 9 情報公開・個人情報保護審査会委員 (令和3年3月31日現在)

氏 名	任 期
鵜 養 幸 雄	令和 2年 4月 1日～令和 3年10月31日
片 木 淳	平成30年11月 1日～令和 3年10月31日
中 村 次 良	平成30年11月 1日～令和 3年10月31日

別表１０　普通補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳

区 分	公 務 災 害		通 勤 災 害		合 計	
	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合
	円	%	円	%	円	%
補 償 費	16,176,315,721	81.3	3,733,598,636	81.7	19,909,914,357	81.3
	(33,928 件)	(87.2)	(4,620 件)	(77.9)	(38,548 件)	(86.0)
療 養 補 償 費	6,245,521,962	31.4	1,604,946,214	35.1	7,850,468,176	32.1
	(29,960 件)	(77.0)	(3,691 件)	(62.2)	(33,651 件)	(75.0)
休 業 補 償 費	31,593,587	0.2	616,404	0.0	32,209,991	0.1
	(50 件)	(0.1)	(3 件)	(0.1)	(53 件)	(0.1)
傷 病 補 償 年 金 費	94,187,466	0.5	26,898,223	0.6	121,085,689	0.5
	(23 件)	(0.1)	(9 件)	(0.2)	(32 件)	(0.1)
障 害 補 償 費	2,709,799,692	13.6	919,219,299	20.1	3,629,018,991	14.8
	(1,071 件)	(2.8)	(383 件)	(6.5)	(1,454 件)	(3.2)
介 護 補 償 費	63,299,156	0.3	21,925,934	0.5	85,225,090	0.3
	(77 件)	(0.2)	(28 件)	(0.5)	(105 件)	(0.2)
遺 族 補 償 費	6,973,390,293	35.0	1,153,713,082	25.3	8,127,103,375	33.2
	(2,702 件)	(6.9)	(498 件)	(8.4)	(3,200 件)	(7.1)
葬 祭 補 償 費	44,976,390	0.2	6,279,480	0.1	51,255,870	0.2
	(44 件)	(0.1)	(8 件)	(0.1)	(52 件)	(0.1)
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	13,547,175	0.1		0.0	13,547,175	0.1
	(1 件)	(0.0)	(件)	(0.0)	(1 件)	(0.0)
福 祉 事 業 給 付 費	3,731,040,765	18.7	834,756,742	18.3	4,565,797,507	18.7
	(4,989 件)	(12.8)	(1,311 件)	(22.1)	(6,300 件)	(14.0)
休 業 援 護 金	11,013,410	0.1	546,936	0.0	11,560,346	0.0
	(51 件)	(0.1)	(4 件)	(0.1)	(55 件)	(0.1)
傷 病 関 係 給 付 費	26,767,820	0.1	7,878,216	0.2	34,646,036	0.1
	(24 件)	(0.1)	(9 件)	(0.2)	(33 件)	(0.1)
障 害 関 係 給 付 費	1,184,268,648	5.9	356,035,697	7.8	1,540,304,345	6.3
	(1,641 件)	(4.2)	(656 件)	(11.1)	(2,297 件)	(5.1)
遺 族 関 係 給 付 費	2,326,382,150	11.7	441,550,246	9.7	2,767,932,396	11.3
	(2,797 件)	(7.2)	(551 件)	(9.3)	(3,348 件)	(7.5)
そ の 他	182,608,737	0.9	28,745,647	0.6	211,354,384	0.9
	(476 件)	(1.2)	(91 件)	(1.5)	(567 件)	(1.3)
合 計	19,907,356,486	100.0	4,568,355,378	100.0	24,475,711,864	100.0
	(38,917 件)	(100.0)	(5,931 件)	(100.0)	(44,848 件)	(100.0)
割 合	%		%		%	
	81.3		18.7		100.0	
	(86.8)		(13.2)		(100.0)	

別表 1 1 特別補償経理に係る補償費及び福祉事業給付費の内訳

区 分	公 務 災 害		通 勤 災 害		合 計	
	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合	支 出 額 (件 数)	割 合
	円	%	円	%	円	%
補 償 費	320,206,126	74.5	66,494,220	73.0	386,700,346	74.3
(休 業 補 償 費)	(850 件)	(49.5)	(167 件)	(48.7)	(1,017 件)	(49.3)
福 祉 事 業 給 付 費	109,372,758	25.5	24,568,572	27.0	133,941,330	25.7
(休 業 援 護 金)	(868 件)	(50.5)	(176 件)	(51.3)	(1,044 件)	(50.7)
合 計	429,578,884	100.0	91,062,792	100.0	520,641,676	100.0
	(1,718 件)	(100.0)	(343 件)	(100.0)	(2,061 件)	(100.0)
割 合	%		%		%	
	82.5		17.5		100.0	
	(83.4)		(16.6)		(100.0)	

別表 1 2 普通補償経理の財務諸表

普通補償経理

貸借対照表

令和3年3月31日現在

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,696,193,953円	流 動 負 債	5,386,859円
銀 行 預 金	16,695,983,034	仮 受 金	5,386,859
普 通 預 金	16,695,983,034		
仮 払 金	210,919	固 定 負 債	69,731,802,926
		引 当 金	45,057,497
		退 職 給 与 引 当 金	45,057,497
有 価 証 券	4,000,000,000		
そ の 他 の 有 価 証 券	4,000,000,000	支 払 備 金	69,686,745,429
固 定 資 産	51,740,077,646		
投 資 有 価 証 券	51,597,110,000	資 本	3,985,305,939
地 方 債	23,497,110,000		
そ の 他 の 有 価 証 券	28,100,000,000	剰 余 金	3,985,305,939
		不足金補てん積立金	3,985,305,939
有 形 固 定 資 産	20,359,446		
器 具 及 び 備 品	16,467,743		
一 括 償 却 資 産	3,891,703		
無 形 固 定 資 産	122,608,200		
電 話 加 入 権	491,400		
保 証 金	122,116,800		
繰 延 勘 定	1,286,224,125		
開 発 費	1,286,224,125		
合 計	73,722,495,724	合 計	73,722,495,724

普通補償経理

損益計算書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 費 用	31,863,344,791円	経 常 収 益	32,918,954,623円
補 償 費	19,909,914,357	負 担 金	28,163,092,212
療 養 補 償 費	7,850,468,176	負 担 金	28,163,092,212
休 業 補 償 費	32,209,991		
傷 病 補 償 年 金 費	121,085,689		
障 害 補 償 費	3,642,566,166		
介 護 補 償 費	85,225,090	一 部 負 担 金	24,600
遺 族 補 償 費	8,127,103,375	一 部 負 担 金	24,600
葬 祭 補 償 費	51,255,870		
福 祉 事 業 費	4,695,765,315	利 息 及 び 配 当 金	271,641,237
福 祉 事 業 給 付 費	4,565,797,507	預 貯 金 利 息	8,062
休 業 援 護 金	11,560,346	有 価 証 券 利 息	271,633,175
傷 病 関 係 給 付 費	34,646,036		
障 害 関 係 給 付 費	1,540,304,345		
遺 族 関 係 給 付 費	2,767,932,396	賠 償 金	585,048,290
そ の 他	211,354,384	賠 償 金	585,048,290
公 務 災 害 防 止 事 業 費	129,967,808		
公 務 災 害 防 止 事 業 費	129,967,808	有 価 証 券 益	1,770,000
		有 価 証 券 益	1,770,000
役 員 給 与	50,129,106	雑 収 入	190,446,519
報 酬	29,687,998	管 理 費 分 担 金	179,723,820
諸 手 当	20,441,108	雑 入	10,722,699
委 員 給 与	41,844,932	支 払 備 金 戻 入	3,706,931,765
報 酬	18,576,000	支 払 備 金 戻 入	3,706,931,765
諸 手 当	14,221,232	支 払 備 金 経 常 戻 入	3,706,931,765
委 員 手 当	9,047,700		
職 員 給 与	350,205,481		
基 本 給 与	177,921,394		
諸 手 当	172,284,087		
事 業 運 営 費	1,295,843,508		
旅 費	8,649,354		
需 用 費	392,724,345		
交 際 費	16,500		
支 部 経 費	894,453,309		
減 価 償 却 費	2,508,925		
減 価 償 却 費	2,508,925		
開 発 費 償 却	516,620,111		
開 発 費 償 却	516,620,111		
諸 支 出	3,505,460		
諸 支 出	3,505,460		
支 払 備 金 繰 入	4,997,007,596		
支 払 備 金 繰 入	4,997,007,596		
新規裁定年金分繰入	4,997,007,596		
剰 余 金	1,055,609,832		
剰 余 金	1,055,609,832		
剰 余 金	1,055,609,832		
合 計	32,918,954,623	合 計	32,918,954,623

別表 1 3 特別補償経理の財務諸表

特 別 補 償 経 理

貸 借 対 照 表

令和 3 年 3 月 3 1 日現在

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	円 4,262,889,234	固 定 負 債	円 9,854,225,822
銀 行 預 金	3,662,909,234	災 害 等 補 償 準 備 金	9,854,225,822
普 通 預 金	3,662,909,234	資 本	1,608,393,412
有 価 証 券	599,980,000	剰 余 金	1,608,393,412
地 方 債	199,980,000	不 足 金 補 て ん 積 立 金	1,608,393,412
そ の 他 の 有 価 証 券	400,000,000		
固 定 資 産	7,199,730,000		
投 資 有 価 証 券	7,199,730,000		
地 方 債	5,599,730,000		
そ の 他 の 有 価 証 券	1,600,000,000		
合 計	11,462,619,234	合 計	11,462,619,234

特別補償経理

損益計算書

自令和2年4月1日

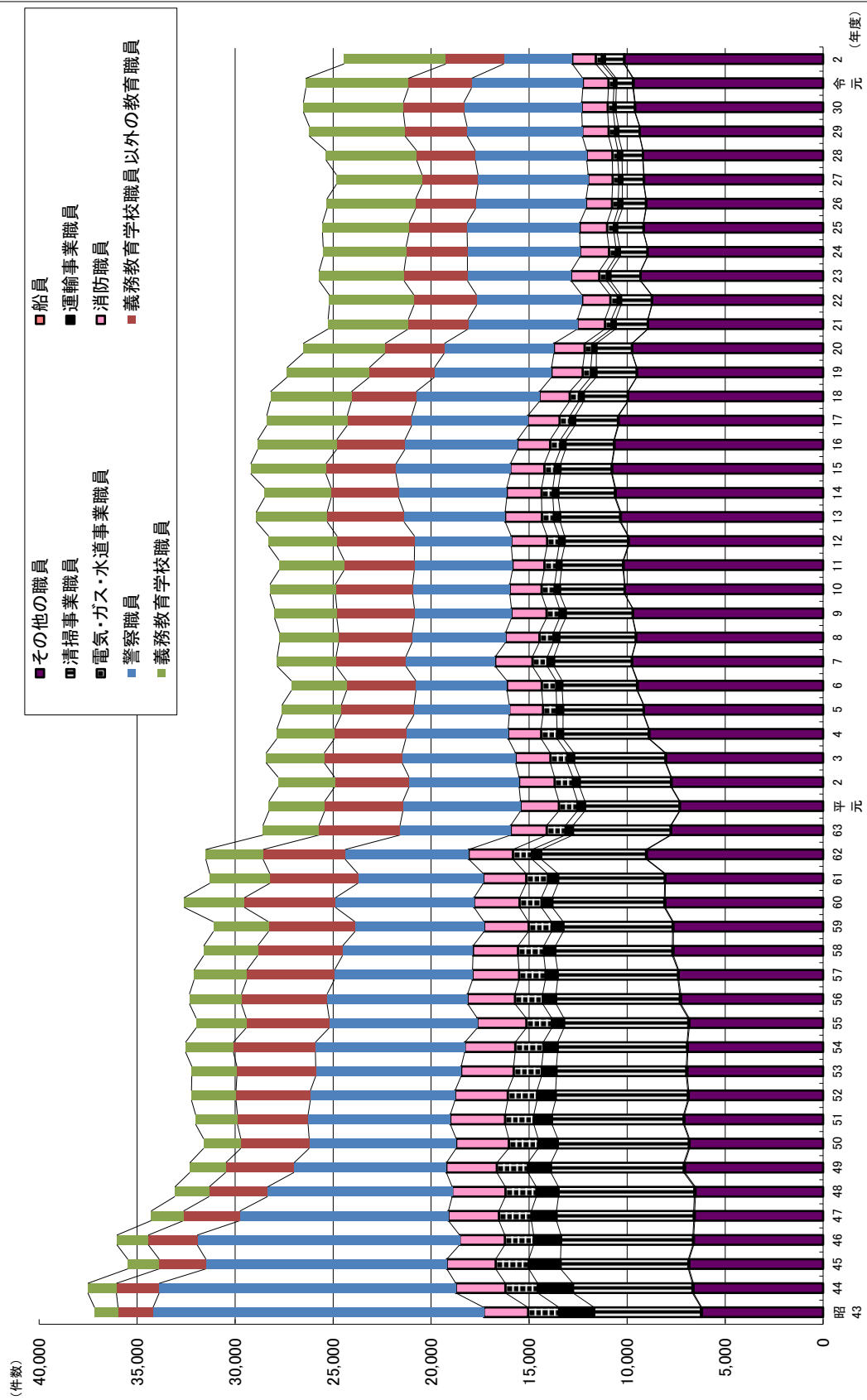
至令和3年3月31日

損失		利益	
科目	金額	科目	金額
	円		円
経常費用	700,365,496	経常収益	630,006,014
補償費	386,700,346	負担金	550,998,136
休業補償費	386,700,346	負担金	550,998,136
福祉事業費	133,941,330	利息及び配当金	48,107,506
福祉事業給付費	133,941,330	預貯金利息	30
休業援護金	133,941,330	有価証券利息	48,107,476
管理費分担金	179,723,820	賠償金	26,367,836
管理費分担金	179,723,820	賠償金	26,367,836
		有価証券益	920,000
		有価証券益	920,000
		雑収入	3,612,536
		雑収入	3,612,536
		不足金補てん積立金戻入	70,359,482
		不足金補てん積立金戻入	70,359,482
		不足金補てん積立金戻入	70,359,482
合計	700,365,496	合計	700,365,496

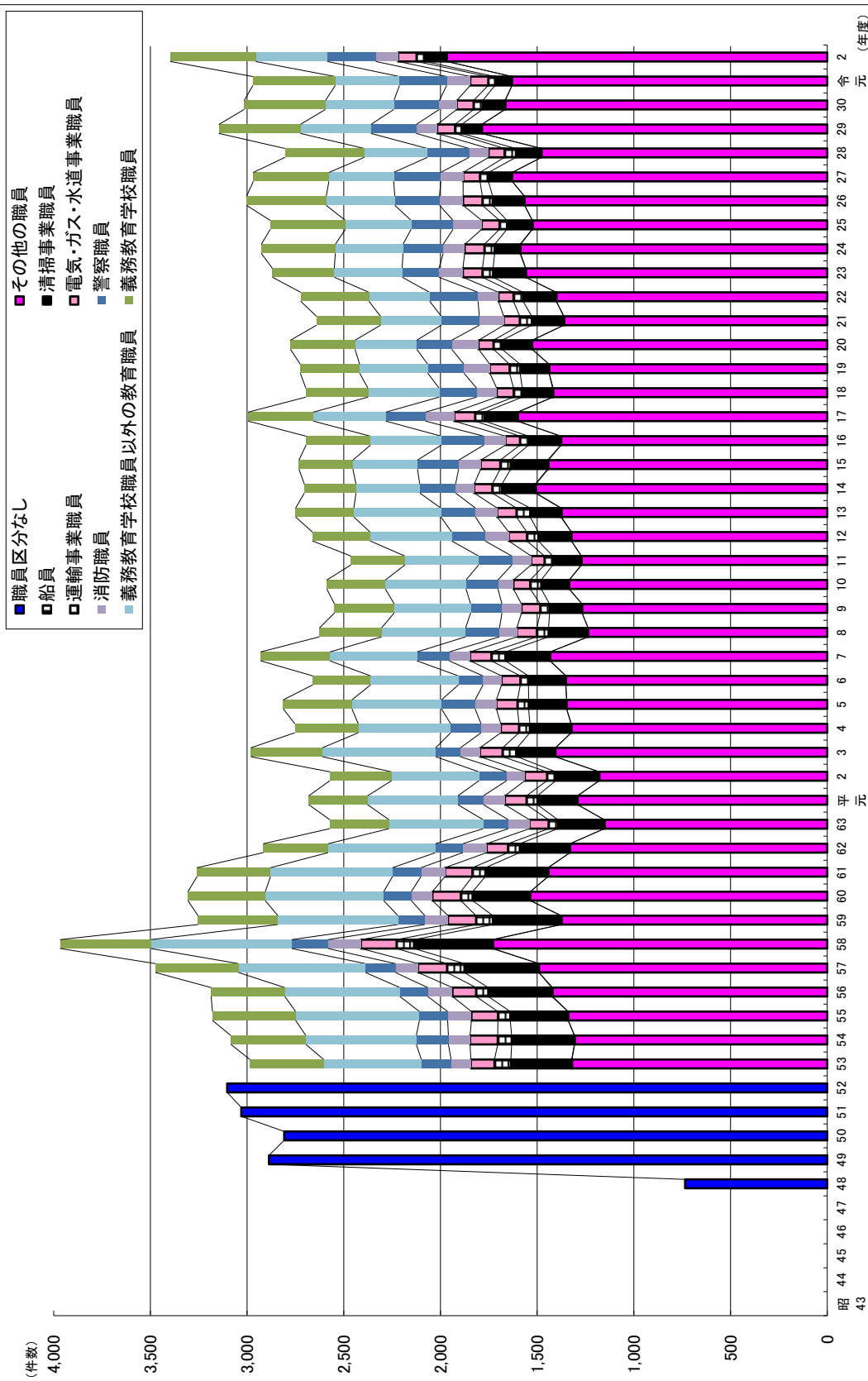
資 料

- 1 公務上の災害として認定した件数の推移
- 2 通勤災害該当として認定した件数の推移
- 3 補償及び福祉事業の件数の推移（普通補償経理）
- 4 補償及び福祉事業の支給額の推移（普通補償経理）
- 5 補償及び福祉事業の件数並びに金額の推移（特別補償経理）

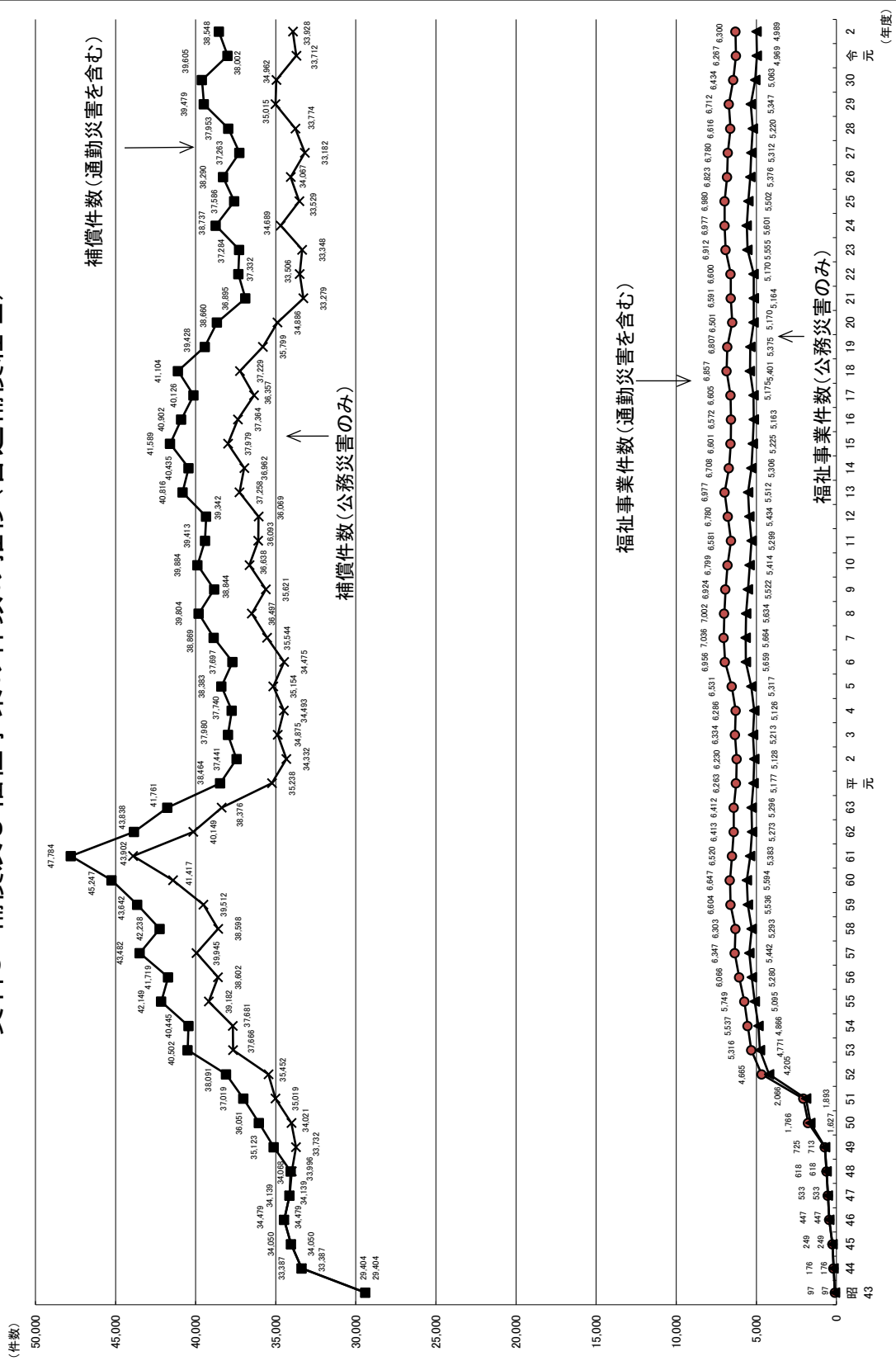
資料1 公務上の災害として認定した件数の推移



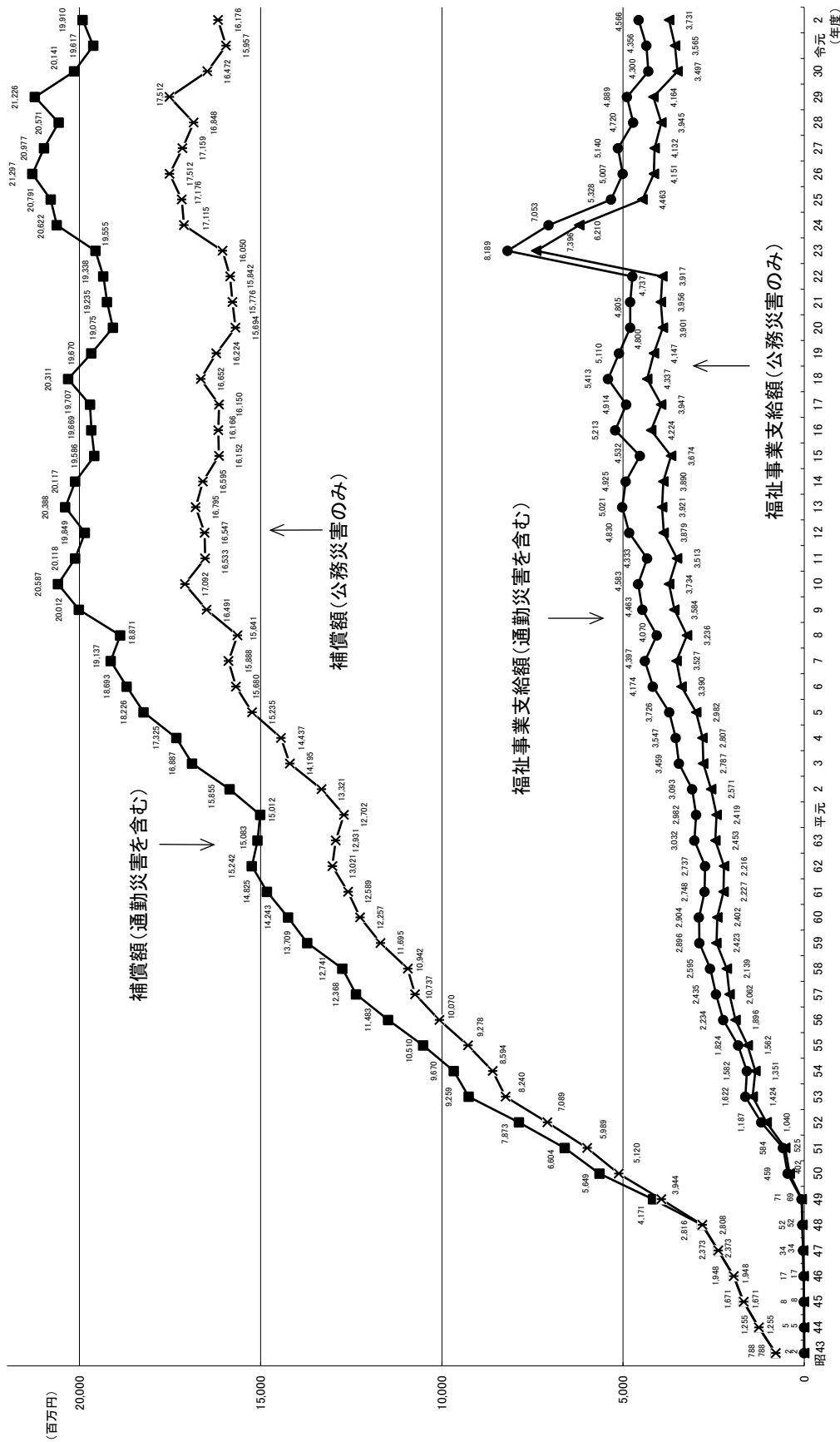
資料2 通勤災害該当として認定した件数の推移



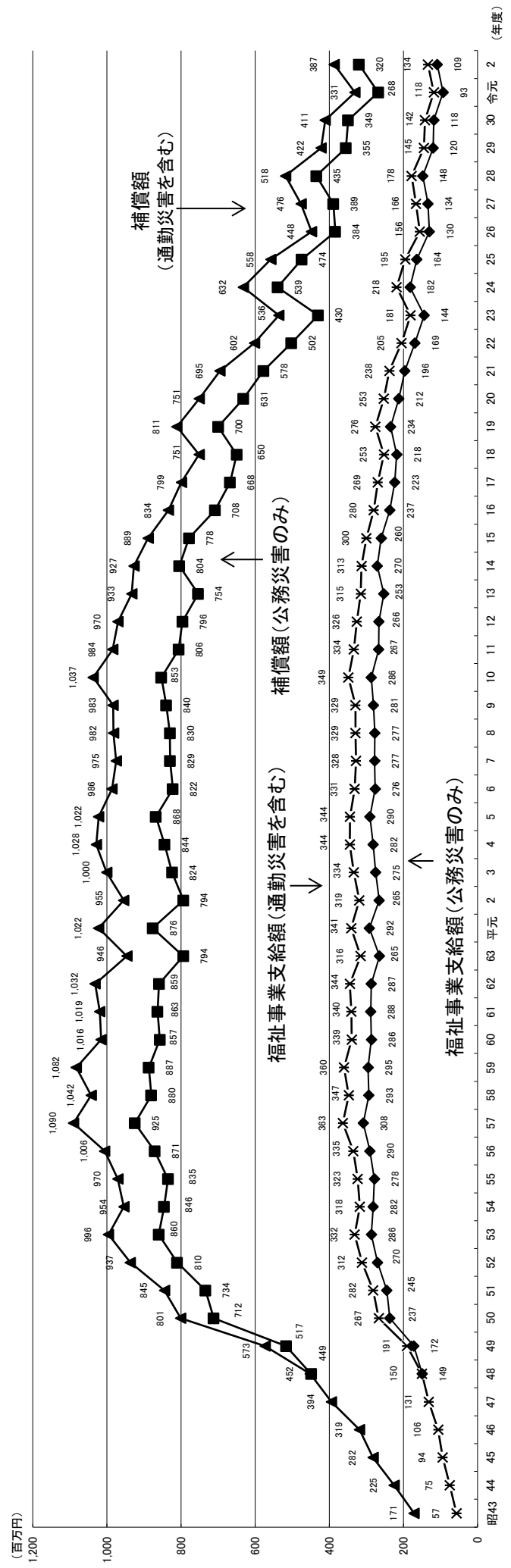
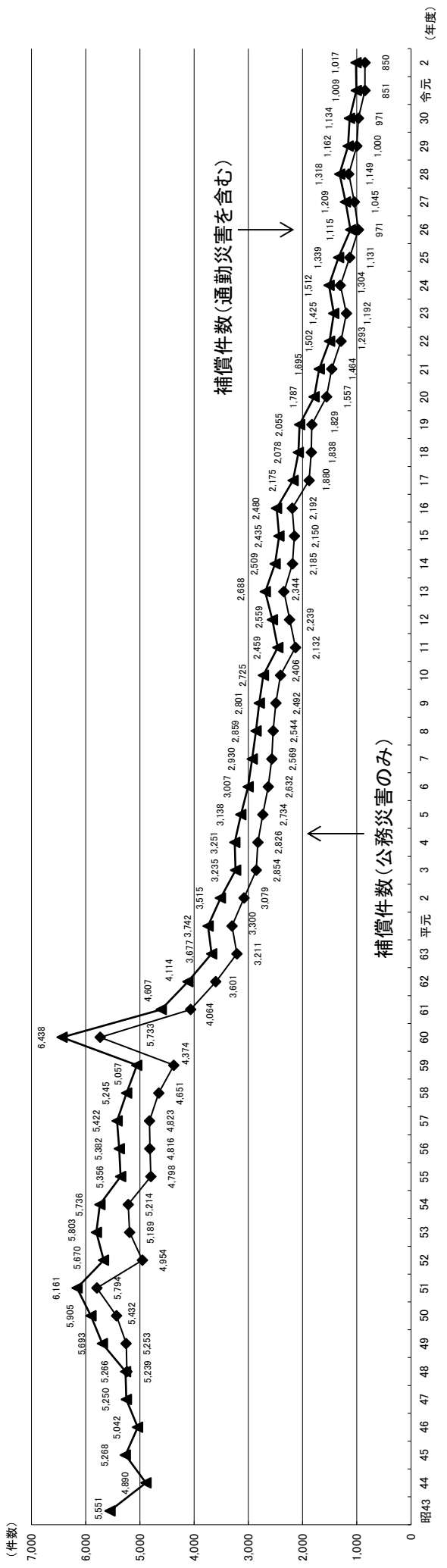
資料3 補償及び福祉事業の件数の推移（普通補償経理）



資料4 補償及び福祉事業の金額の推移(普通補償経理)



資料5 補償及び福祉事業の件数及び金額の推移(特別補償経理)



令和 2 年 度
業 務 報 告 書

令和 3 年 1 0 月 1 日 発行

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目 1 6 番 1 号
平河町森タワー 8 階

TEL 03 (5210) 1341
URL <https://www.chikousai.go.jp>
